



鳥取県公報

令和5年5月30日（火）
第9502号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-------|---|
| ◇ 告 示 | 生活保護法による介護機関の指定（281）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2 |
| | 生活保護法による指定介護機関の変更の届出（282）（〃）・・・・・・・・・・ 2 |
| ◇ 公 告 | 警備員指導教育責任者講習の実施（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 3 |
| ◇ 雑 報 | 事後調査報告書の縦覧（環境立県推進課）・・・・・・・・・・ 5 |

告 示

鳥取県告示第281号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|---------------|----------------|----------------|-----------------|-------------|-----------|
| 医療法人社団 FOL | 米子市富益町3533-2 | とみます医科・歯科クリニック | 米子市富益町3533-2 | 居宅療養管理指導 | 令和5年4月11日 |
| 株式会社ハピネ ライフー光 | 三重県津市西丸之内36-25 | 小規模多機能ホームはくほう | 米子市皆生温泉三丁目15-50 | 小規模多機能型居宅介護 | 令和5年4月17日 |

2 介護予防事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|---------------|----------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------|
| 株式会社ハピネ ライフー光 | 三重県津市西丸之内36-25 | 小規模多機能ホームはくほう | 米子市皆生温泉三丁目15-50 | 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 令和5年4月17日 |

鳥取県告示第282号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者及び介護予防事業者の主たる事務所の所在地並びに居宅介護事業所及び介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | サービスの種類 | 変更年月日 |
|------------|--------------|------------------------------|--------------|------------------|----------|
| 医療法人社団 FOL | 米子市富益町3533-2 | とみます医科・歯科クリニック | 米子市富益町3533-2 | 訪問看護、訪問リハビリテーション | 令和5年4月1日 |
| ” | ” | とみます医科・歯科クリニック通所リハビリテーション事業所 | ” | 通所リハビリテーション | ” |

2 介護予防事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | サービスの種類 | 変更年月日 |
|---------------|-------------------|----------------------------------|-------------------|---------------------------------------|--------------|
| 医療法人社団 FOL | 米子市富益町3533 - 2 | とみます医科・歯科 クリニック | 米子市富益町3533 - 2 | 介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導 | 令和5年4月 1日 |
| ” | ” | とみます医科・歯科 クリニック通所リハビリテーション事業所 | ” | 介護予防通所リハビリテーション | ” |

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和5年5月30日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 講習に係る警備業務の区分等

(1) 講習に係る警備業務の区分

- ア 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）
- イ 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）
- ウ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）
- エ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

(2) 講習の区分

- ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- イ 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 実施日時

| 警備業務の区分 | 講習の区分 | 実施期日 | 実施時間 |
|--------------|--------|---------------------------------------|---------------------|
| 1号警備業務 | 新規取得講習 | 令和5年9月4日（月） | 午前8時50分から午後6時10分まで |
| | | 令和5年9月5日（火）、同月6日（水）、同月8日（金）及び同月11日（月） | 午前8時30分から午後5時10分まで |
| | | 令和5年9月7日（木） | 午前11時30分から午後5時10分まで |
| | | 令和5年9月12日（火） | 午前8時30分から午後2時まで |
| | 追加取得講習 | 令和5年9月7日（木） | 午前11時から午後5時10分まで |
| | | 令和5年9月8日（金）及び同月11日（月） | 午前8時30分から午後5時10分まで |
| 令和5年9月12日（火） | | 午前8時30分から午後2時まで | |
| 2号警備業務及び | 新規取得講習 | 令和5年9月4日（月） | 午前8時50分から午後6時10分まで |

| | | | |
|--------|--------|-------------------------------|---------------------|
| 3号警備業務 | | 令和5年9月5日(火)、同月6日(水)及び同月11日(月) | 午前8時30分から午後5時10分まで |
| | | 令和5年9月8日(金) | 午後1時20分から午後5時10分まで |
| | | 令和5年9月12日(火) | 午前8時30分から午後2時まで |
| | 追加取得講習 | 令和5年9月8日(金) | 午後0時50分から午後5時10分まで |
| | | 令和5年9月11日(月) | 午前8時30分から午後5時10分まで |
| | | 令和5年9月12日(火) | 午前8時30分から午後2時まで |
| 4号警備業務 | 新規取得講習 | 令和5年9月4日(月) | 午前8時50分から午後6時10分まで |
| | | 令和5年9月5日(火)及び同月6日(水) | 午前8時30分から午後5時10分まで |
| | | 令和5年9月7日(木) | 午前11時30分から午後5時10分まで |
| | | 令和5年9月8日(金) | 午前8時30分から午前11時20分まで |
| | | 令和5年9月12日(火) | 午前8時30分から午後2時まで |
| | 追加取得講習 | 令和5年9月7日(木) | 午前11時から午後5時10分まで |
| | | 令和5年9月8日(金) | 午前8時30分から午前11時20分まで |
| | | 令和5年9月12日(火) | 午前8時30分から午後2時まで |

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎

4 受講定員

- (1) 新規取得講習 各警備業務とも10名
- (2) 追加取得講習 各警備業務とも5名

5 講習事項

(1) 新規取得講習

- ア 警備業務実施の基本原則に関すること。
- イ 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。
- ウ 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
- エ 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
- オ その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

(2) 追加取得講習 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

6 受講対象者

受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める者とする。

(1) 新規取得講習 次のいずれかに該当する者とする。

- ア 受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分に係る警備業務に従事した期間が、最近5年間に通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級

検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

- (2) 追加取得講習 当該警備業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの

7 受講申込書の受付期間

令和5年7月10日(月)から同月15日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署(持参以外の方法による受講申込書の提出は、認めない。)

9 受講申込書の提出部数等

受講申込書は1通とし、写真(受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの)をその所定欄に貼り付け、6の受講対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類各1通を添付すること。

- (1) 6の(1)のアに該当する者にあつては、当該警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
- (2) 6の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し
- (3) 6の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (4) 6の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る合格証の写し
- (5) 6の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (6) 6の(2)に該当する者にあつては、現に交付を受けている資格者証等の写し及び(1)から(5)までのいずれかの書面

10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額を8の警察署において納付すること。

なお、受講申込書を提出した後に申込みを取り消し、又は受講しなかった場合であっても、既納の受講手数料は還付しない。

| 警備業務の区分 | 講習の区分 | 受講手数料 |
|--------------------|--------|---------|
| 1号警備業務 | 新規取得講習 | 47,000円 |
| | 追加取得講習 | 23,000円 |
| 2号警備業務及び 3号警備業務 | 新規取得講習 | 38,000円 |
| | 追加取得講習 | 14,000円 |
| 4号警備業務 | 新規取得講習 | 34,000円 |
| | 追加取得講習 | 10,000円 |

11 その他

- (1) 本講習は、一般社団法人鳥取県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習終了後に修了考査を行う。
- (3) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (4) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110)にすること。

雑 報

鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号。以下「条例」という。)第33条第1項の規定に基づき、事後調査報告書(以下「報告書」という。)を作成したので、条例第33条の2の規定に基づき次のとおり公告し、当該報告書を縦覧に供します。

令和5年5月30日

鳥取県東部広域行政管理組合管理者 鳥取市長 深 澤 義 彦

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 鳥取県東部広域行政管理組合
 - (2) 代表者の氏名 管理者 鳥取市長 深澤 義彦
 - (3) 主たる事務所の所在地 鳥取市鍛冶町18-2
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）
 - (2) 種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置及び供用に係る事業
 - (3) 規模 処理能力 240トン／日
- 3 対象事業実施区域
鳥取市河原町山手及び郷原
- 4 関係地域
鳥取市河原町
- 5 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧の場所
鳥取県東部広域行政管理組合事務局環境衛生課（鳥取市鍛冶町18-2）
鳥取市環境局生活環境課（鳥取市幸町71）
鳥取市国府町総合支所（鳥取市国府町宮下1221）
鳥取市福部町総合支所（鳥取市福部町細川668）
鳥取市河原町総合支所（鳥取市河原町渡一木277）
鳥取市用瀬町総合支所（鳥取市用瀬町用瀬832）
鳥取市佐治町総合支所（鳥取市佐治町加瀬木2519-3）
鳥取市気高町総合支所（鳥取市気高町浜村282-1）
鳥取市鹿野町総合支所（鳥取市鹿野町鹿野1517）
鳥取市青谷町総合支所（鳥取市青谷町青谷667）
 - (2) 縦覧期間及び縦覧時間
令和5年5月30日（火）から同年6月30日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (3) その他
縦覧期間中は、次のホームページでも閲覧することができる。
鳥取県東部広域行政管理組合ホームページ<http://www.east.tottori.tottori.jp/>